

---

# 生活排水処理基本計画

---

～快適で美しいむらづくり～

令和2年度

鶴 居 村



# 目 次

<b>第1章</b>	<b>はじめに</b>	<b>1</b>
1-1	計画策定の趣旨	1
1-2	計画の位置づけ	1
<b>第2章</b>	<b>行政区域の概況</b>	<b>2</b>
2-1	位置・地勢	2
2-2	気象	2
2-3	人口	3
2-4	まちづくり計画	3
<b>第3章</b>	<b>生活排水の排出現況</b>	<b>4</b>
3-1	農業集落排水事業の整備状況	4
3-2	合併処理浄化槽の設置状況	8
3-3	処理形態別人口の状況	9
<b>第4章</b>	<b>計画の基本方針</b>	<b>10</b>
4-1	基本方針	10
4-2	計画期間	10
4-3	計画対象区域	10
4-4	生活排水の処理主体	11
<b>第5章</b>	<b>生活排水の処理計画</b>	<b>12</b>
5-1	集合処理する区域	12
5-2	個別処理する区域	12
5-3	生活排水の処理計画	13
<b>第6章</b>	<b>し尿・汚泥の処理計画</b>	<b>15</b>
6-1	し尿・浄化槽汚泥の処理計画	15
6-2	し尿・浄化槽汚泥量	15
<b>第7章</b>	<b>その他の計画</b>	<b>16</b>
参考資料1	処理形態別人口の推計	参考1
参考資料2	し尿・浄化槽汚泥量の推計	参考5



---

## 第1章 はじめに

---

### 1-1 計画策定の趣旨

---

生活排水の処理は、地域の水環境と密接な関わりをもっており、健康で快適な生活環境の確保と公共用水域の水質保全の観点から非常に重要な課題となっている。

これまでの生活排水対策は、都市集積の高い地域を対象とする下水道整備を軸に進められてきたが、農山漁村集落排水処理施設や合併処理浄化槽などの事業制度の整備が進み、地域の実情に則した適正な処理方式を選定できるようになっている。

鶴居村では、平成3年度に生活排水処理基本計画を策定して以来、平成7年度、平成14年度、平成18年度、平成24年度に改訂し、農業集落排水施設の整備や合併処理浄化槽の設置によって生活排水の適正処理を推進し、公共水域の汚濁防止、水洗化による生活環境の改善を図ってきた。

本計画は、本村のこれまでの生活排水対策を整理し、今後の方向性を再確認するため、平成24年度策定の生活排水処理基本計画を見直すものである。

### 1-2 計画の位置づけ

---

本計画は、第5次鶴居村総合計画を上位計画として策定するものであり、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第6条第1項に定める一般廃棄物処理計画のうち、生活排水処理に関する長期計画である。

## 第2章 行政区域の概況

### 2-1 位置・地勢

本村は、北海道東部の釧路総合振興局管内のほぼ中央に位置している。東西約20km、南北約44km、総面積571.80km<sup>2</sup>を有している。

東は久著呂川を境として標茶町に接し、西は仁々志別の分水嶺と幌呂原野をへだてて釧路市（旧阿寒町）と接している。さらに北は雄阿寒岳東方の分水嶺をもって、釧路市（旧阿寒町）、弟子屈町、標茶町に接し、南は大湿原を隔して釧路市と釧路町に接している。

地勢は、北部に山岳丘陵が連なり、各河川の源となっている。東から久著呂川、雪裡川、幌呂川が南流し、流域に3つの原野を形成し、原野に続く緩傾斜地帯は丘陵地帯で森林及び草草が広がっている。

海拔標高は、南部の湿原地帯で3.6m、最高が阿寒山ろくの原始林地帯で812mであり、農耕地はおよそ40～200mの間に拓かれている。

### 2-2 気象

気候は、年間を通じて冷涼で、夏季は釧路沖で発生する海霧（ガス）に時折覆われることがあるが、内陸型気候により釧路管内の中では比較的温暖な日が続く。冬季は晴天の日が多いものの、降雪量が少ないため、地下凍結が1m近くに及ぶ。平成31年の最高気温は35.0℃、最低気温は-25.2℃で、近年、夏は暑い日が多くなっており、冬は寒さが厳しい気候となっている。

表2-1 気象概況

	平均気温 (℃)	最高気温 (℃)	最低気温 (℃)	降水量 (mm)	最深降雪量 (cm)
平成24年	5.8	30.9	-23.3	1,357.0	65
平成25年	6.0	31.9	-22.8	1,307.0	65
平成26年	6.1	31.2	-20.8	1,250.5	39
平成27年	6.8	33.6	-20.1	1,411.0	103
平成28年	5.8	30.1	-21.1	1,774.0	50
平成29年	5.9	34.7	-22.6	991.0	61
平成30年	6.3	34.5	-21.3	1,334.5	52
平成31年	6.2	35.0	-25.2	1,151.0	34

## 2-3 人口

昭和12年の分村時の人口は4,387人であったが、昭和30年代後半から高度経済成長による都市への流出が続き、昭和40年の国勢調査では4,000人台を割った。さらに昭和50年には3,000人を割り、以降は微減傾向が続いており、平成27年の国勢調査では2,534人となっている。

表2-2 人口の推移（国勢調査）

	世帯数 (世帯)	人口(人)		
		総人口	(男)	(女)
昭和35年	886	4,540	2,358	2,182
昭和40年	840	3,835	1,986	1,849
昭和45年	745	3,015	1,548	1,467
昭和50年	705	2,651	1,388	1,263
昭和55年	756	2,638	1,334	1,304
昭和60年	865	2,856	1,461	1,395
平成2年	904	2,829	1,418	1,411
平成7年	921	2,759	1,359	1,400
平成12年	915	2,728	1,338	1,390
平成17年	935	2,672	1,317	1,355
平成22年	979	2,627	1,294	1,333
平成27年	1,026	2,534	1,234	1,300

## 2-4 まちづくり計画

本村のまちづくりは、平成30年3月に策定した「第5次鶴居村総合計画」（計画期間は平成30年度～令和9年度）に基づき進めている。

未来を奏でる鶴居スタイルの確立 ～協働による新たな時代への挑戦～

- 1 地域特性を活かした活力あるむらづくり【産業・雇用・観光】
- 2 とともに支え合い生き生きと暮らせるむらづくり【保健・医療・福祉】
- 3 安心・安全で快適に暮らせるむらづくり【生活環境】
- 4 豊かな自然と共生する美しいむらづくり【環境保全】
- 5 豊かな人間性を育むむらづくり【教育・文化】
- 6 みんなで歩む協働のむらづくり【地域づくり・行財政】

### 第3章 生活排水の排出現況

本村の生活排水処理は、農業集落排水処理施設による集合処理と、合併処理浄化槽による個別処理により行われている。

#### 3-1 農業集落排水事業の整備状況

本村には、農業集落排水事業として4処理区がある。処理人口及び事業概要を以下に示す。

平成31年度における処理区域内人口は1,466人で、このうち水洗化人口は1,441人となっている。行政区域内人口が2,519人であることから、普及率は58.2%、水洗化率は98.3%、生活排水処理率は57.2%となっている。

※普及率＝処理区域内人口÷行政区域内人口

※水洗化率＝水洗化人口÷処理区域内人口

※生活排水処理率＝水洗化人口÷行政区域内人口

表 3-1 処理人口（農業集落排水事業）

			平成26年度	27	28	29	30	31
鶴居地区	処理区域内人口	人	908	908	911	904	917	915
	水洗化人口	人	896	897	899	893	906	904
	[水洗化率]	%	98.7	98.8	98.7	98.8	98.8	98.8
幌呂地区	処理区域内人口	人	188	181	198	201	190	201
	水洗化人口	人	178	168	184	189	181	187
	[水洗化率]	%	94.7	92.8	92.9	94.0	95.3	93.0
上幌呂地区	処理区域内人口	人	16	18	17	17	22	23
	水洗化人口	人	15	18	17	17	22	23
	[水洗化率]	%	93.8	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
下幌呂地区	処理区域内人口	人	291	293	295	294	304	327
	水洗化人口	人	291	293	295	294	304	327
	[水洗化率]	%	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
合計	処理区域内人口	人	1,403	1,400	1,421	1,416	1,433	1,466
	水洗化人口	人	1,380	1,376	1,395	1,393	1,413	1,441
	[水洗化率]	%	98.4	98.3	98.2	98.4	98.6	98.3



表 3-2 鶴居地区農業集落排水事業

処理場名称	鶴居地区農業集落排水処理施設
所在地	鶴居東 4 丁目 37、38、39 番地
事業年度	昭和 60～62 年、平成 13～16 年（機能強化）
処理方式	流量調整槽前置型嫌気性ろ床併用接触ばっ気方式（JARUSⅢ型）
対象排水	し尿及び生活排水
計画処理戸数・人口	310 戸・940 人、391 戸・1,300 人（機能強化）
処理施設の構造・規模	鉄筋コンクリート造平屋建、建築面積 346m <sup>2</sup>
事業量	処理施設 1 箇所、管路 10,617m
事業費	452,943 千円、348,103 千円（機能強化）
供用年月日	昭和 62 年 8 月 17 日

表 3-3 幌呂地区農業集落排水事業

処理場名称	幌呂地区農業集落排水処理施設
所在地	幌呂原野北 4 線西 37 の 2 番地
事業年度	平成元～4 年
処理方式	嫌気性ろ床及びばっ気を組み合わせた方式（JARUS V 型）
対象排水	し尿及び生活排水
計画処理戸数・人口	110 戸・400 人
処理施設の構造・規模	鉄筋コンクリート造平屋建、建築面積 255m <sup>2</sup>
事業量	処理施設 1 箇所、脱水機 1 台、管路 5,266m
事業費	604,442 千円
供用年月日	平成 3 年 11 月 1 日

表 3-4 上幌呂地区農業集落排水事業

処理場名称	上幌呂地区農業集落排水処理施設
所在地	幌呂原野第 1 基線 47 番地の 4
事業年度	平成 3～4 年
処理方式	接触ばっ気方式（既製品）
対象排水	し尿及び生活排水
計画処理戸数・人口	17 戸・50 人
処理施設の構造・規模	鉄筋コンクリート造平屋建、建築面積 61.64m <sup>2</sup>
事業量	処理施設 1 箇所、管路 573m
事業費	79,150 千円
供用年月日	平成 4 年 11 月 20 日

表 3-5 下幌呂地区農業集落排水事業

処理場名称	下幌呂地区農業集落排水処理施設
所在地	幌呂原野 455 の 2 番地
事業年度	平成 3～5 年、平成 13 年度
処理方式	嫌気性ろ床及びばっ気を組み合わせた方式 (JARUS V 型) 流量調整槽前置型嫌気性ろ床併用接触ばっ気方式 (JARUS III 型)
対象排水	し尿及び生活排水
計画処理戸数・人口	39 戸・220 人、124 戸・490 人 (機能強化)
処理施設の構造・規模	鉄筋コンクリート造平屋建、建築面積 300m <sup>2</sup>
事業量	処理施設 1 箇所、管路 4,927m
事業費	330,940 千円、321,058 千円 (機能強化)
供用年月日	平成 5 年 11 月 1 日

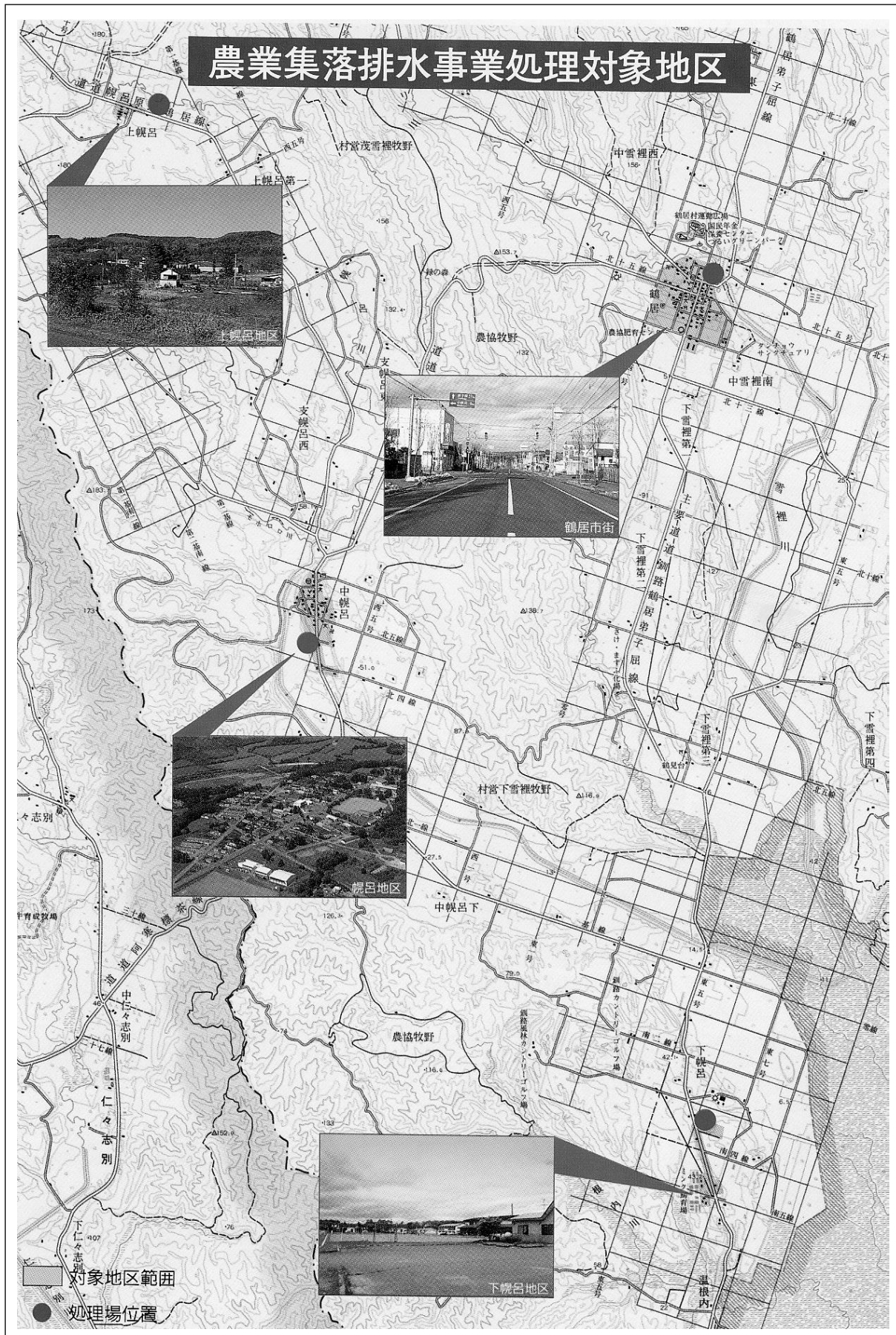


図 3-1 農業集落排水事業範囲

### 3-2 合併処理浄化槽の設置状況

本村では、平成2年度より浄化槽設置整備事業により合併処理浄化槽の普及促進を図っている。

平成31年度末における同事業による設置基数累計は336基となっている。また、同事業対象外の事業所等の合併処理浄化槽設置基数は累計78基となっている。

表 3-6 合併処理浄化槽設置基数（浄化槽設置整備事業・住宅）

(基)

	平成26年度末	27	28	29	30	31
5人槽	100	2	3	3	1	—
6～7人槽	153	2	2	—	1	—
8～10人槽	68	—	—	—	—	—
11人槽以上	1	—	—	—	—	—
計	322	4	5	3	2	0
累計	322	326	331	334	336	336

表 3-7 合併処理浄化槽設置基数（事業所等）

(基)

	平成26年度末	27	28	29	30	31
5～20人槽	34	2	1	6	2	7
21～50人槽	13	—	—	1	—	1
51～100人槽	3	—	—	—	—	—
101人槽以上	8	—	—	—	—	—
計	58	2	1	7	2	8
累計	58	60	61	68	70	78

### 3-3 処理形態別人口の状況

平成31年度における水洗化・生活雑排水処理人口は2,482人であり、計画処理区域内人口2,519人に対して98.5%を占めている。

表 3-8 処理形態別人口

(人)

	平成26年度	27	28	29	30	31
1. 計画処理区域内人口	2,513	2,509	2,518	2,511	2,506	2,519
2. 水洗化・生活雑排水処理人口	2,424	2,385	2,421	2,426	2,455	2,482
(1) コミュニティ・プラント	—	—	—	—	—	—
(2) 合併処理浄化槽	1,044	1,009	1,026	1,033	1,042	1,041
(3) 下水道	—	—	—	—	—	—
(4) 農業集落排水施設	1,380	1,376	1,395	1,393	1,413	1,441
3. 水洗化・生活雑排水未処理人口	—	—	—	—	—	—
4. 非水洗化人口	89	124	97	85	51	37
5. 計画処理区域外人口	—	—	—	—	—	—

※水洗化・生活雑排水未処理人口＝単独処理浄化槽人口

---

## 第4章 計画の基本方針

---

### 4-1 基本方針

---

本村には、釧路湿原に代表される豊かな自然があり、釧路湿原と釧路川を潤す水は、生活排水の適正処理と山林・農地・原野の適正な管理によって清澄さと豊富な量が保たれている。

この自然環境への負荷を低減し、生活環境の快適さを高めていくため、より充実した生活排水処理体制を確立していく。

- (1) 農業集落排水処理施設が整備されている地区においては、引き続き施設で排水処理を適正処理する。また、管路の総延長約18kmのうち約53%が敷設から30年以上経過しているため、農業集落排水処理施設全体としての最適整備構想を策定して、処理施設を含めた老朽化対策を計画的に推進する。
- (2) 農業集落排水処理施設の対象外地区においては、引き続き合併処理浄化槽の設置を奨励するとともに、浄化槽設置後も適切な維持管理を徹底するよう指導に努める。
- (3) し尿及び浄化槽汚泥は、引き続き釧路市他関係3か町村による処理施策により、適正にその処理を行う。

### 4-2 計画期間

---

本計画の期間は、第5次鶴居村総合計画の終期にあわせ、令和2年度から8年間とし、令和9年度を目標年次とする。なお、状況の変化等により計画内容に変更が生じる場合には、計画の見直しを行う。

計画期間：令和2年度～令和9年度（8年間）

### 4-3 計画対象区域

---

本計画の対象区域は、鶴居村の全域とする。

#### 4-4 生活排水の処理主体

---

本村における生活排水の処理主体は、以下のとおりである。

表 4-1 生活排水の処理主体

処理施設の種類	対象となる生活排水	処理主体
(1) 農業集落排水処理施設	し尿及び生活雑排水	鶴居村
(2) 合併処理浄化槽	し尿及び生活雑排水	個人等
(3) し尿処理施設	し尿及び生活雑排水	釧路市他関係 3 か町村

## 第5章 生活排水の処理計画

### 5-1 集合処理する区域

本村では、昭和62年度に鶴居地区で農業集落排水施設による集合処理を始めて以来、幌呂地区、上幌呂地区、下幌呂地区で集合処理を行っているが、これ以外の地区で集合処理を行うことは経済面から有効とは言い難いため、集合処理は現状の4地区において実施する。

施設の適切な維持管理により適正処理を継続することはもとより、最適整備構想に基づき計画的に施設の老朽化対策を推進する。

### 5-2 個別処理する区域

集合処理対象外の地区では、戸別に設置する合併処理浄化槽による生活排水処理を奨励する。合併処理浄化槽の設置は、平成2年度から「合併処理浄化槽設置整備事業」により奨励しており、今後も引き続き同事業によって設置を促進する。

生活排水の適正処理のためには、浄化槽設置後の適切な維持管理が重要であることから、維持管理の徹底に向けた指導を行う。

#### 合併処理浄化槽設置整備事業

##### 1. 事業の目的

市町村が合併処理浄化槽の計画的な整備を図り、し尿と雑排水を併せて処理することにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与することを目的とする。

##### 2. 事業の実施主体

事業の実施主体は、市町村とする。

##### 3. 事業の内容

市町村が雑排水対策を促進する必要がある地域において合併処理浄化槽の計画的な整備を図るため、その設置を行う者に対し、設置に要する費用を助成する事業とする。家屋を新築又は増築する際の浄化槽設置については、汚水処理未普及解消につながるものについて助成の対象とする。

##### 4. 事業の対象となる地域

(1) 下水道法の認可又は認可を受けた事業計画に定められた予定処理区域以外の地域で次に該当する地域

- ・湖沼水質保全特別措置法に規定する指定地域
- ・水質汚濁防止法に規定する生活排水対策重点地域
- ・水道水源の流域
- ・水質汚濁の著しい閉鎖性水域の流域
- ・水質汚濁の著しい都市内中小河川の流域
- ・自然公園法に規定する自然公園等すぐれた自然環境を有する地域
- ・その他人口増加が著しい等前記の地域と同等以上に雑排水対策を推進する必要があると認められる地域

(2) 下水道の整備が当分の間見込まれない下水道事業計画区域内の地域で次に該当する地域

- ・湖沼水質保全特別措置法に規定する指定地域
- ・水質汚濁防止法に規定する生活排水対策重点地域

(3) 水道原水水質保全事業の実施の促進に関する法律の規定に基づく都道府県計画に定められた合併処理浄化槽の整備区域



### 5-3 生活排水の処理計画

生活排水処理の目標を次のとおりとする。

表 5-1 生活排水処理の目標

	現在 平成31年度	目標年次 令和9年度
生活排水処理率 (%)	98.5	99.6

表 5-2 人口の内訳

(人)

	現在 平成31年度	目標年次 令和9年度
1. 行政区域内人口	2,519	2,475
2. 計画処理区域内人口	2,519	2,475
3. 水洗化・生活雑排水処理人口	2,482	2,464

表 5-3 処理形態別人口

(人)

	現在 平成31年度	目標年次 令和9年度
1. 計画処理区域内人口	2,519	2,475
2. 水洗化・生活雑排水処理人口	2,482	2,464
(1) コミュニティ・プラント	—	—
(2) 合併処理浄化槽	1,041	1,059
(3) 下水道	—	—
(4) 農業集落排水施設	1,441	1,405
3. 水洗化・生活雑排水未処理人口	—	—
4. 非水洗化人口	37	11
5. 計画処理区域外人口	—	—

# 鶴居村生活排水処理計画図

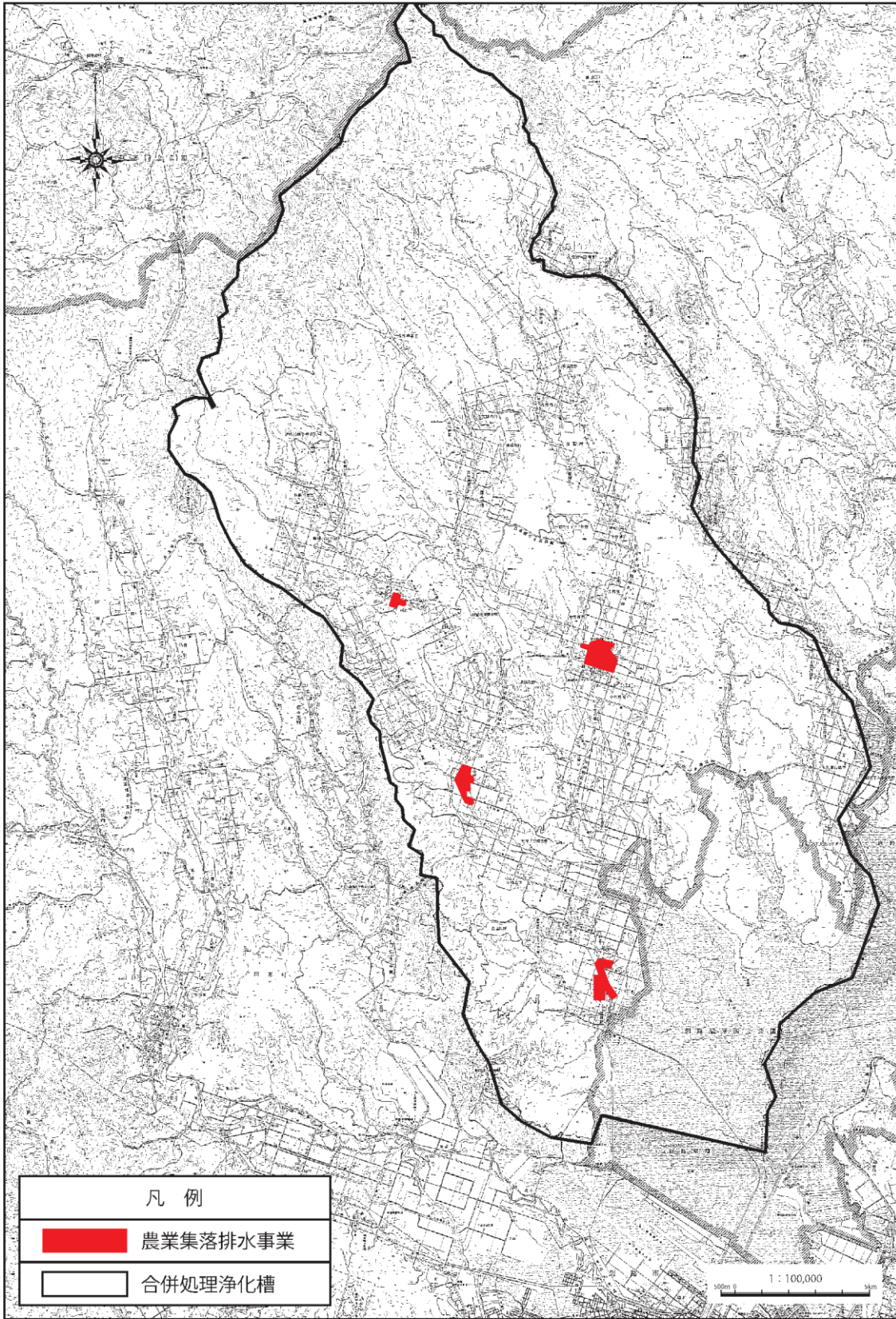


図 5-1 生活排水処理基本計画図

## 第6章 し尿・汚泥の処理計画

### 6-1 し尿・浄化槽汚泥の処理計画

し尿・浄化槽汚泥については、運搬は許可業者が行い、処理は引き続き釧路市他関係3か町村による処理施策により、適正にその処理を行う。

なお、処理施策により、釧路市施設への搬入において一定期間の搬入計画量を上回る場合は、一時保管のための貯留槽により、適正にその管理及び処理を行う。

### 6-2 し尿・浄化槽汚泥量

し尿・浄化槽汚泥量を次のように計画する。

表 6-1 し尿・浄化槽汚泥量

(kL)

	現在 平成31年度	目標年次 令和9年度
汲み取りし尿量（家庭）	62.6	19
汲み取りし尿量（事業所等）	195.6	161
<b>汲み取りし尿量計</b>	<b>258.2</b>	<b>180</b>
浄化槽汚泥量（家庭）	127.7	259
浄化槽汚泥量（事業所等）	197.2	537
<b>浄化槽汚泥量計</b>	<b>324.9</b>	<b>796</b>
<b>合 計</b>	<b>583.1</b>	<b>976</b>

---

## 第7章 その他の計画

---

生活排水対策の必要性や浄化槽維持管理の重要性について住民に周知を図るため、定期的な広報・啓発活動を実施する。特に、家庭でできる対策については重点的に周知を図る。

### 家庭における主な生活排水対策

#### ① 水にやさしい調理の工夫

- ▽ 調理の手順を工夫して、ムダなく水を使う。
- ▽ 調理くずや食べ残しが流れないように水切り袋などを使用する。
- ▽ 食器や鍋の油汚れは紙などで拭き取ったり、ヘラでかき取ってから洗う。
- ▽ 米のとぎ汁は、1回目の濃いものだけでも、庭の木や畑にまいて利用する。
- ▽ 油は流さず使い切る工夫をする。やむを得ず捨てる場合には、古新聞やボロ布などにしみこませて、生ごみと一緒に捨てる。

#### ② 水にやさしい暮らしの工夫

- ▽ 洗剤の使用回数を減らすため、トイレは、使用後にこまめに掃除する。
- ▽ 入浴の際、石けん、シャンプー、リンスを使い過ぎない。
- ▽ お風呂の残り湯を洗濯や掃除に再利用する。
- ▽ 洗濯の洗剤・石けんは適量を使う。
- ▽ 歯みがきの水はコップで、洗顔には洗面器を使用する。

## 参考資料 1 処理形態別人口の推計

### 参考1-1 行政区域内人口

「第5次鶴居村総合計画」では、重点的に人口減少対策に取り組み、人口減少を抑制することで令和9年度の将来人口を2,475人に維持することを目標としている。

本計画では、総合計画を上位計画としていることから、目標年次(令和9年度)の将来人口を2,475人とする。

表1 行政区域内人口の推計

	令和2年度	3	4	5	6
行政区域内人口(人)	2,516	2,509	2,500	2,495	2,490

	7	8	9
行政区域内人口(人)	2,485	2,480	2,475

### 参考1-2 農業集落排水事業による水洗化人口

本村の農業集落排水処理施設はすべて事業が完了しており、平成31年度の水洗化率も98.3%と高い数値となっている。

今後は、処理区域内に移住等した住民の水洗化を図っていくものとし、目標年次(令和9年度)における農業集落排水事業による水洗化人口を1,405人(水洗化率98.7%)とする。

表2 農業集落排水事業による水洗化人口の推計

		令和2年度	3	4	5	6	
行政区域内人口		人	2,516	2,509	2,500	2,495	2,490
鶴居地区	処理区域内人口	人	913	909	906	903	900
	水洗化人口	人	902	899	896	894	891
	[水洗化率]	%	98.8	98.9	98.9	99.0	99.0
幌呂地区	処理区域内人口	人	199	199	198	197	196
	水洗化人口	人	186	186	185	185	184
	[水洗化率]	%	93.2	93.4	93.6	93.8	94.0
上幌呂地区	処理区域内人口	人	23	23	23	23	23
	水洗化人口	人	23	23	23	23	23
	[水洗化率]	%	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
下幌呂地区	処理区域内人口	人	326	325	324	323	322
	水洗化人口	人	326	325	324	323	322
	[水洗化率]	%	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
合計	処理区域内人口	人	1,461	1,456	1,450	1,446	1,441
	水洗化人口	人	1,437	1,433	1,428	1,425	1,420
	[水洗化率]	%	98.4	98.4	98.5	98.5	98.6

		7	8	9	
行政区域内人口		人	2,485	2,480	2,475
鶴居地区	処理区域内人口	人	896	893	890
	水洗化人口	人	888	885	882
	[水洗化率]	%	99.1	99.1	99.1
幌呂地区	処理区域内人口	人	195	194	192
	水洗化人口	人	184	183	182
	[水洗化率]	%	94.3	94.5	94.7
上幌呂地区	処理区域内人口	人	22	22	22
	水洗化人口	人	22	22	22
	[水洗化率]	%	100.0	100.0	100.0
下幌呂地区	処理区域内人口	人	321	320	319
	水洗化人口	人	321	320	319
	[水洗化率]	%	100.0	100.0	100.0
合計	処理区域内人口	人	1,435	1,429	1,423
	水洗化人口	人	1,415	1,410	1,405
	[水洗化率]	%	98.6	98.7	98.7

### 参考1-3 合併処理浄化槽人口

---

新規設置は、平成30年に策定した釧路地域循環型社会形成推進地域計画と整合性を図り、令和9年度まで毎年5基とし、平成29年度の1世帯あたりの人口2.2人/世帯を用いて、毎年11人の新規使用者を見込む。

目標年次（令和9年度）の合併処理浄化槽人口は、新規使用者分及び人口減少分を考慮して1,059人とする。

表3 合併処理浄化槽人口の推計

		令和2年度	3	4	5	6
新規設置基数	基	5	5	5	5	5
新規使用人口	人	11	11	11	11	11
使用人口	人	1,043	1,045	1,046	1,049	1,051

		7	8	9
新規設置基数	基	5	5	5
新規使用人口	人	11	11	11
使用人口	人	1,054	1,057	1,059

### 参考1-4 単独処理浄化槽人口

---

平成12年に水環境を守ることを目的に浄化槽法が改正（平成13年施行）され、単独処理浄化槽の新設は原則として禁止されたことから、単独処理浄化槽の設置は、将来的に見込まない。

### 参考1-5 非水洗化人口

---

非水洗化人口は、行政区域内人口（計画処理区域内人口）から、農業集落排水事業による水洗化人口及び合併処理浄化槽人口を差し引いて算出する。

目標年次（令和9年度）の非水洗化人口を11人とする。

### 参考1-6 処理形態別人口のまとめ

---

以上より、処理形態別人口は表4のようになる。

表 4 処理形態別人口の推移

(人)

	令和2年度	3	4	5	6
1. 計画処理区域内人口	2,516	2,509	2,500	2,495	2,490
2. 水洗化・生活雑排水処理人口	2,480	2,478	2,474	2,474	2,471
(1) コミュニティ・プラント	—	—	—	—	—
(2) 合併処理浄化槽	1,043	1,045	1,046	1,049	1,051
(3) 下水道	—	—	—	—	—
(4) 農業集落排水施設	1,437	1,433	1,428	1,425	1,420
3. 水洗化・生活雑排水未処理人口	—	—	—	—	—
4. 非水洗化人口	36	31	26	21	19
5. 計画処理区域外人口	—	—	—	—	—

	7	8	9
1. 計画処理区域内人口	2,485	2,480	2,475
2. 水洗化・生活雑排水処理人口	2,469	2,467	2,464
(1) コミュニティ・プラント	—	—	—
(2) 合併処理浄化槽	1,054	1,057	1,059
(3) 下水道	—	—	—
(4) 農業集落排水施設	1,415	1,410	1,405
3. 水洗化・生活雑排水未処理人口	—	—	—
4. 非水洗化人口	16	13	11
5. 計画処理区域外人口	—	—	—

※水洗化・生活雑排水未処理人口＝単独処理浄化槽人口



## 参考資料 2 し尿・浄化槽汚泥量の推計

### 参考2-1 し尿量

#### (1) 家庭

家庭の1人1日あたりのし尿排出量は、簡易水洗トイレの普及等の影響により増加している。

そこで、直近の平成31年度の実績値4.64L/人日を将来の1人1日あたりのし尿排出量とし、これにし尿収集人口（非水洗化人口）を乗じてし尿量とする。

目標年次（令和9年度）の家庭のし尿収集人口は11人、し尿処理量は19kℓとする。

表5 し尿量の実績（家庭）

		平成26年度	27	28	29	30	31
し尿収集人口	人	89	124	97	85	51	37
汲み取りし尿量（家庭）	kℓ/年	72.0	69.9	78.7	81.7	69.9	62.6
1人1日あたりのし尿量（家庭）	L/人日	2.22	1.54	2.22	2.63	3.76	4.64

表6 し尿量の推計（家庭）

		令和2年度	3	4	5	6
し尿収集人口	人	36	31	26	21	19
汲み取りし尿量（家庭）	kℓ/年	61	53	45	36	32

		7	8	9
し尿収集人口	人	16	13	11
汲み取りし尿量（家庭）	kℓ/年	27	22	19

#### (2) 事業所等

事業所等のし尿排出量は、工事現場等の仮設トイレの多少によりばらつきがあるため、過去6年の年平均のし尿排出量を将来のし尿量とする。

目標年次（令和9年度）の事業所のし尿処理量は161kℓとする。

表7 し尿量の実績（事業所等）

		平成26年度	27	28	29	30	31
汲み取りし尿量（事業所等）	kℓ/年	145.4	177.6	179.7	129.5	140.2	195.6

表 8 し尿量の推計（事業所等）

		令和2年度	3	4	5	6
汲み取りし尿量（事業所等）	kL/年	161	161	161	161	161

		7	8	9
汲み取りし尿量（事業所等）	kL/年	161	161	161

## 参考2-2 浄化槽汚泥量

### (1)家庭

1人1日あたりの浄化槽汚泥排出量は、使用人員・頻度により汚泥排出量にばらつきがある。

そこで、過去6年の平均実績値0.67L/人日を将来の1人1日あたりの浄化槽汚泥排出量とし、これに合併処理浄化槽人口を乗じて浄化槽汚泥量とする。

目標年次（令和9年度）の家庭の浄化槽人口は1,059人、浄化槽汚泥量を259kLとする。

表 9 浄化槽汚泥量の実績（家庭）

		平成26年度	27	28	29	30	31
合併処理浄化槽人口	人	1,044	1,009	1,026	1,033	1,042	1,041
浄化槽汚泥量（家庭）	kL/年	400.1	250.6	288.9	229.0	229.1	127.7
1人1日あたりの汚泥量	L/人日	1.05	0.68	0.77	0.61	0.60	0.34

表 10 浄化槽汚泥量の推計（家庭）

		令和2年度	3	4	5	6
合併処理浄化槽人口	人	1,043	1,045	1,046	1,049	1,051
浄化槽汚泥量（家庭）	kL/年	255	256	256	256	257

		7	8	9
合併処理浄化槽人口	人	1,054	1,057	1,059
浄化槽汚泥量（家庭）	kL/年	258	258	259

### (2)事業所等

事業所等における浄化槽設置は、直近5年で法人農場の従業員住宅や貸別荘など20基増加しており、浄化槽汚泥排出量は増加している。また、農業集落排水処理施設の浄化槽汚泥を令和3年度から釧路市他関係3か町村により処理する予定である。

そこで、直近の平成31年度の実績値197kLを将来の浄化槽汚泥排出量とし、令和3年度からは、

農業集落排水処理施設の浄化槽排出量 340 kL を加算する。

目標年次（令和 9 年度）の事業所等の浄化槽汚泥量を 537kL とする。

表 11 浄化槽汚泥量の実績（事業所等）

		平成26年度	27	28	29	30	31
浄化槽汚泥量（事業所等）	kL/年	175.7	144.1	174.6	158.3	195.7	197.2

表 12 浄化槽汚泥量の推計（事業所等）

		令和2年度	3	4	5	6
浄化槽汚泥量（事業所等）	kL/年	197	537	537	537	537

		7	8	9
浄化槽汚泥量（事業所等）	kL/年	537	537	537

### 参考2-3 し尿・浄化槽汚泥量のまとめ

以上より、し尿・浄化槽汚泥量は、表 13 のようになる。

表 13 し尿・浄化槽汚泥量の推計

		(kL)				
		令和2年度	3	4	5	6
汲み取りし尿量（家庭）		61	53	45	36	32
汲み取りし尿量（事業所等）		161	161	161	161	161
<b>汲み取りし尿量計</b>		<b>222</b>	<b>214</b>	<b>206</b>	<b>197</b>	<b>193</b>
浄化槽汚泥量（家庭）		255	256	256	256	257
浄化槽汚泥量（事業所等）		197	537	537	537	537
<b>浄化槽汚泥量計</b>		<b>452</b>	<b>793</b>	<b>793</b>	<b>793</b>	<b>794</b>
<b>合 計</b>		<b>674</b>	<b>1,007</b>	<b>999</b>	<b>990</b>	<b>987</b>

		7	8	9
汲み取りし尿量（家庭）		27	22	19
汲み取りし尿量（事業所等）		161	161	161
<b>汲み取りし尿量計</b>		<b>188</b>	<b>183</b>	<b>180</b>
浄化槽汚泥量（家庭）		258	258	259
浄化槽汚泥量（事業所等）		537	537	537
<b>浄化槽汚泥量計</b>		<b>795</b>	<b>795</b>	<b>796</b>
<b>合 計</b>		<b>983</b>	<b>978</b>	<b>976</b>